2018年11月26日更新

住所変更手続きに関するよくあるご質問

◇　手続一般

質問：住所変更手続きはいつから行えば良いですか。

回答：住居表示実施日の１１月２３日以降にお願いします。

質問：急ぎ手続きが必要なものはありますか。

回答：日頃、身分証明書として使用しているものはお早めにお手続きをお願いいたします。

質問：同封のアルミ製の町名表示板・住居番号表示板は必ず取付が必要ですか。

回答：分かりやすい住居表示を地区全体の皆様に補完いただくものになりますのでできる限り、取付にご協力をお願いします。

◇　運転免許証の住所変更

質問：運転免許証は、更新時の変更手続きで良いですか。

回答：更新時でも可能です。しかし、運転免許証は、身分証明書として使う場合が多いので、お早めに住所変更手続きをお願いします。

質問：世帯主が家族分の免許証をまとめて住所変更できますか。

回答：可能です。しおりに掲載している必要書類以外に「世帯全員の続柄が載った住民票」が追加で必要になります。

◇　郵便、配達関連

質問：郵便番号は変わるのですか。

回答：変更はありませんので、従来の郵便番号をお使いください。

質問：旧住所宛の郵便はいつまで届きますか。

回答：原則、数年経っても届かなくなることはありません。しかし、数年を過ぎると届くまで日数がかかるようになることがあります。

◇通知書関連
質問：通知書に使用期限はありますか。
回答：使用期限はありません。

質問：通知書を追加で欲しいです。
回答：実施日以降、市役所市民課及び各サービスセンターなどで、同様の証明書を無料で、何年経ちましても発行します。

◇　郵便局の住所お知らせハガキ関連
質問：住所お知らせハガキを追加で欲しいです。
回答：１世帯５０部のご提供となります。

質問：住所お知らせハガキは１枚毎の投函でも良いですか。
回答：１枚毎の投函も可能です。

質問：住所お知らせハガキは、各種の住所変更手続きに使用できますか。
回答：使用できません。ご親戚や知人に新住所をお知らせするものです。

◇　登記関連
質問：土地・建物等の不動産所有者の住所変更登記は直ちに行う必要がありますか。
回答：手続きに期限はありません。売買・贈与・抵当権の設定などの時に併せて手続することも可能です。

質問：土地を複数人で所有しています。全員住所変更の手続が必要でしょうか。
回答：不動産所有者の住所が手代町にある方のみ住所変更の手続が必要です。

質問：登記申請書の不動産番号が分からない。
回答：無記入で問題ありません。

質問：登記申請書の書き方について、詳しく教えてほしい。
回答：法務局で無料の事前相談ができます。予約制ですので、事前にお電話で予約をお願いいたします。

質問：実施区域外に不動産を所有しているが、手続きは必要ですか。
回答：不動産を管轄する法務局への手続きが必要です。

◇　年金関係
質問：手続きが必要なものはありますか。
回答：厚生年金・国民年金受給者の方は必要ありません。
共済年金・企業年金受給者については、各お問合せ先で確認をお願いいたします。